

## SAの要求事項の整理（要求事項とDB設計の関係整理）

## 1. 目的

- ✓ 重大事故等対処設備（以下 SA 設備）の基本設計方針（第 36 条）は、おおまかに「多様性・位置的分散」、「悪影響防止」、「個数及び容量」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の観点からの要求に対して整理されており、特に「環境条件等」に関する設計は設計基準に準じた設計を実施している。
- ✓ 共通 1・2 資料 2 の整理においては、SA 設備の基本設計方針の 1 フレーズごとに設計項目及びその内容を具体化することになるため、本整理では共通 1・2 資料 2 作成の前作業として「設計項目及びその内容」が設計基準に準じた内容となっている箇所を明らかにするとともに、設計基準とは異なる防護方法や条件設定をしているものについても対象箇所を明らかにし、その概要を明確にすることを目的として実施する。

## 2. 整理方法

本整理は、SA 設備に関する基本設計方針と DB 設備に関する設計の観点を対比させ、星取表の形で整理する。具体的には以下のとおり。

## (1) 縦軸の展開

- ✓ SA 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針である「第 36 条（重大事故等対処設備）」の基本設計方針を縦軸に展開する。
- ✓ 基本設計方針に紐づく要求種別は、別途定める「共通 1・2 における作成ガイド」に基づき記載する。
- ✓ なお、SA 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針である「第 32 条（地盤）」、「第 33 条（地震）」、「第 34 条（津波）」、「第 35 条（火災（常設重大事故等対処設備））」及び「第 37 条（材料及び構造）」は、後述する「(2) 横軸の展開」としてこれらの条文に関係するものとして「地盤」、「地震」、「津波」、「火災」及び「材構」の項目をおこした上で、「(3) 星取表の整理」として DB 設備の設計に包含されるもの、SA 固有の設計上の配慮を含むものを合わせて整理する。

## (2) 横軸の展開

- ✓ SA 設備の設計において考慮すべき要求事項の網羅性を確保するため、事業変更許可時に整りした SA 設備の設計にあたって考慮すべき共通要因に紐づく以下の条文を横軸に展開する。
  - ・ 第 5 条（地盤）
  - ・ 第 6 条（地震）
  - ・ 第 7 条（津波）
  - ・ 第 8 条（外部衝撃）
  - ・ 第 11 条（火災）

- ・第 12 条（溢水）
  - ・第 13 条（化学薬品漏えい）
  - ・第 16 条（安有）
  - ・第 17 条（材構）
- ✓ このうち、「第 8 条（外部衝撃）」の要求に対する DB 設備の設計が竜巻、火山等の自然現象と近隣工場等の火災等の人為事象に細分化され、各々の観点で設計が行われていることから、設計基準において考慮している現象に細分化する。具体的には以下のとおり。
- 自然現象：風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、外部火災の二次影響及び塩害
- 人為事象：航空機落下（火災含む）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、外部火災の二次影響及び爆発
- ✓ これらのうち「外部火災の二次影響」については、火災によって発生するばい煙及び有毒ガスの影響に対する設計であり、森林火災と近隣工場等の火災で設計として考慮する内容に差がないことから 1 つにまとめて整理する。一方、ばい煙と有毒ガスでは、防護設計が異なることからこれらを区別して整理する。（星取表では「外部火災の二次影響（ばい煙）（森林火災、近隣工場等の火災）」、「外部火災の二次影響（有毒ガス）（森林火災、近隣工場等の火災）」と表現する。）
- ✓ 「近隣工場等の火災」には、敷地外で発生する「石油備蓄基地火災」と敷地内で発生する「敷地内の危険物貯蔵施設等の火災」があり、防護設計が異なることからこれらを区別して整理する。（星取表では「近隣工場等の火災（石油備蓄基地）」、「近隣工場等の火災（敷地内の危険物貯蔵施設等）」と表現する。）
- ✓ また、「竜巻」については、第 36 条要求のうち「悪影響防止」として、SA 設備が竜巻により飛来物となる影響を考慮した設計を求めていることから、「竜巻」に対して SA 設備を防護する観点と「竜巻」により SA 設備が飛来物とならない設計とする観点を合わせて整理する。（星取表では「竜巻（悪影響防止の観点を含む）」と表現する。）

- ✓ 同様に「第 16 条（安有）」についても、設計要求の観点が複数あることから、「内部発生飛散物」、「試験・検査」、「悪影響防止」、「共用」及び「環境条件（温度圧力等）」に細分化する。
- これらのうち「内部発生飛散物」及び「共用」については、第 36 条要求のうち「悪影響防止」として、SA 設備が内部発生飛散物となる影響を考慮した設計を求めていること、他施設との共用によって悪影響を与えない設計を求めていることから、防護される観点と影響を与える観点を合わせて整理する。（星取表では「内部発生飛散物（悪影響防止の観点を含む）」、「共用

(悪影響防止の観点を含む)と表現する。)

また、竜巻、内部発生飛散物及び共用に「悪影響防止」を含めた整理とすることを踏まえ、「第 16 条（安有）」の「悪影響防止」としては、「重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)」及び「可搬型放水砲使用時の影響」の観点で整理する。

- ✓ なお、SA 設備固有の設計条件として、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の「地震」及び「火山の影響」は、現象及び防護設計の類似性を踏まえ「地震」及び「火山の影響」に含めて整理する。  
また、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の「配管の全周破断」は、放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)を内包する配管が全周破断することにより、プロセス内の液体が漏えいする現象であり、「溢水」及び「化学薬品漏えい」と同じ現象であること、講じる防護設計も「溢水」及び「化学薬品漏えい」と同じとなることを踏まえ「溢水」及び「化学薬品漏えい」に含めて整理する。  
「汽水の影響」は、SA への対処（放出抑制対策）時に使用する可能性のある「汽水」が SA 設備に与える影響であり、使用する資源によってもたらされる環境影響であることを考慮し、類似する観点の「環境条件（温度圧力等）」に含めて整理する。
- ✓ 上記にない整理上の配慮として、第 36 条要求のうち「操作性」の観点（基本設計方針 No.140～151）があるが、これについては、SA 発生前後における SA 設備の操作性を確保することを念頭に、SA の発生の要因との関連で「地震」、「火山」及び地震随伴事象の「溢水」と紐づけるとともに、SA 発生後の環境下における操作性の観点から「環境条件（温度圧力等）」に紐づけて整理する。

### (3) 星取表の整理

- ✓ DB 設備の設計と関連性がある設計方針の所在を明らかにするため、以下の凡例で識別を行う。
  - ・ 説明内容が DB の設計に含まれるものに「○」を付す。
  - ・ 説明内容が SA 固有の設計上の配慮を含むものには「○※ 1」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。【DB 設備の基本設計方針番号の紐づけは [11/27](#) 時点は未対応】
  - ・ 設計の前提となる条件設定に DB と差があるものには「○※ 2」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。【DB 設備の基本設計方針番号の紐づけは [11/27](#) 時点は未対応】
- ✓ 上記のほか、SA 設備の基本設計方針の内容が横軸の項目と関係のない箇所に対して「-」を付す。

- ✓ 本整理のうち可搬型 SA 設備の火災防護に関する設計方針（基本設計方針 No.196～211）については、可搬型 SA 設備の火災防護方法を火災防護計画に定めて実施する「運用要求」が主であるものの、実際には DB 設備の火災防護（第 11 条）及び常設 SA 設備の火災防護（第 35 条）に準じた設備対応も含めて実施され、その内容が基本設計方針 No.196～211 に展開されていることを踏まえ、第 11 条及び第 35 条に関連するものに「○」を付す整理とする。
- ✓ 本整理は、特定の現象に対する設計方針の記載がない場合であっても、当該現象と他の現象間に従属関係があることに留意して行う。具体的には、「森林火災」の発生の原因となる「近隣工場等の火災」は森林火災に対する設計方針に紐づけて整理することとし、「化学薬品漏えい」及び「敷地内における化学物質の漏えい」に従属して発生する「有毒ガス」はこれらの設計方針に紐づけて整理する。
- ✓ 整理結果を添付 1 に示す。

### 3. SA 設備の外部衝撃等に対する設計の基本的な考え方

DB 設備と SA 設備の基本設計方針を比較するにあたって、SA 設備の基本設計方針は事業変更許可の第 33 条の整理を踏まえて「新設、安重と兼用、非安重と兼用、可搬」ごとに DB 設備の考え方と合わせて構築しているが、一部、想定する外部衝撃等と重大事故の発生の関係性や可搬型設備の特徴を考慮した設計方針としている箇所があることから、これらについての基本的な考え方を以下のとおり整理した。

SA 設備の特徴を踏まえた整理にあたっては、外的事象を要因とする重大事故等に対処する SA 設備（以下、「外的 SA 設備」という。）と内的事象を要因とする重大事故等に対処する SA 設備（以下、「内的 SA 設備」という。）では、想定する外部衝撃等と重大事故の発生の関係性の扱いに考え方の違いがあることからこれらを分けて考え方を整理するとともに、これらの考え方に基づく DB 設備との設計の違いを添付 1 へ「○※ 1」として展開している。

また、添付 1において「○※ 1」として展開した内容と以下に示す設計の考え方（設計の考え方を下線で示すとともに○番号で識別している。）の対応関係を抜粋して類型化して整理したものを別添として示す。

#### (1)外的 SA 設備

- ✓ 外的 SA 設備は、外部衝撃等に対して自ら耐える又は防護設備により機能を維持する設計とすることを基本とする。
- ✓ ただし、考慮する外部衝撃等と重大事故等の発生の因果関係を考慮し、以下の設計により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。

##### (a)考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因に関連する場合

- ・ 外部衝撃等のうち重大事故等の発生の要因となる地震、火山及びこれらに随伴して発生する

地震随伴溢水（没水、被水）、地震随伴火災に対しては、当該事象と重大事故等の発生に関連性があることを踏まえ、常設 SA 設備は必要数（予備を有するものは予備も含む（例：凝縮器と予備凝縮器、接続口等））を、可搬型 SA 設備は必要数 + 予備（2n）を防護対象とする。

(b)考慮する外部衝撃等が重大事故等の発生の要因に関連しない場合

- 外部衝撃等のうち重大事故等の発生の要因とならない竜巻、溢水（想定破損）等に対しては、当該事象によって SA が発生しないことから、当該事象の発生以降、重大事故等が発生するまでに SA 設備の機能を回復させることで重大事故等への対処に必要な機能を確保できる。
- 以上の特徴を踏まえ、以下の設計対応を行う。

( i ) 常設 SA 設備

常設 SA 設備は、外部衝撃等により構造的に破壊されるような損傷モードに対しては、復旧措置が困難となるため必要数（予備を有するものは予備も含む）を防護することを基本とする。ただし、機能上及び構造上の特徴から防護措置を講ずることができず、自らの構造健全性を確保できない設備については、当該設備の損傷と重大事故等の発生に関連性がないこと、予備品への交換または修復の容易性を確保することを前提として、外部衝撃等により機能喪失した場合は予備品等による復旧措置を行うことにより速やかに機能を復旧させる。

(①)

（例：通水のための接続口は、SA の発生と関連性のない想定破損による没水に対して、水が接続口に侵入しない措置を講じた上で、水を除去する措置を講じて機能を復旧させる。）

( ii ) 可搬型 SA 設備

可搬型 SA 設備は、必要数及び予備を互いに異なる保管場所に 100m 以上の距離を確保して分散して保管することにより、外部衝撃等による同時機能喪失を回避することができる。また、汎用品であり調達が容易であり、保管場所からの移動、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であるという特徴を有している（②）ことを踏まえると、外部衝撃等により構造的に破壊されるような損傷モードに対しても必要数（1 n）を確保でき、重大事故等への対処に必要な機能の最低ラインは維持できること、重大事故等が発生するまでに損傷した予備品を調達することで可搬型設備の信頼性の復旧が図れることを踏まえ、可搬型 SA 設備は必要数 + 予備（2n）を防護することを基本としつつ、防護が困難な場合であっても必要数（1 n）を確保する設計とする。（③）

(2) 内的 SA 設備

- 内的 SA 設備は、外部衝撃等に対して耐性を有する設計とすることを基本とする。
- ただし、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する内的 SA 設備は、考慮す

る外部衝撃等と内的事象を要因とする重大事故等の発生に関係性がないことを考慮し、代替設備による機能確保、工程停止、設備復旧等の措置により機能を損なわない設計とする。

- ✓ 内的 SA 設備のうち新設するものは、外部衝撃等に対して耐性を有する設計とすることを基本とした上で、設計上の対応ができず外部衝撃等により機能が損なわれた場合には、重大事故等の発生の可能性を排除するため工程を停止し、必要な機能の回復が図られるまでの間、再処理運転を停止する運用とすることで重大事故等への対処に必要な機能を必要としない状態を維持する設計とする。（①※）

※外的 SA 設備と内的 SA 設備では、当該 SA 設備が機能喪失してから機能回復させるまでの緊急度が異なる（内的 SA の場合、再処理工程を停止することで重大事故等の発生リスクを完全に排除でき、機能回復までの時間を確保可能という特徴がある。）ものの、予備品を活用した設備交換、修理の対応により機能回復を図る点では違いがないことから、(1)(b)(i)と同じ考え方として扱う。）

#### 4. 本整理を踏まえた次のステップ【11/27 時点で未対応】

- ✓ 基本設計方針（第 36 条）は、設計基準に準じた防護設計を実施することを前提としたものであることから、設計要求等が詳細に展開されている設計基準の基本設計方針の 1 フレーズごとに対応する SA 設備の基本設計方針を紐づけた上で、SA 設備としての設計の具体を設計基準を参照して展開することで、SA 設備の防護設計が設計基準に準じて実施されていることを確認する。
- ✓ 本整理では、別途進めている「DB の設計項目の整理」結果に組み込んで「DB/SA の紐づけ整理」として纏める。
- ✓ 比較する SA 設備の基本設計方針は、本資料で DB との関連性があると整理された基本設計方針を対象とする。
- ✓ この整理により DB 設備の設計要求内容と SA 設備の設計要件内容を紐づけし、DB 設備と SA 設備の設計要求内容をまとめて説明できる範囲及び SA 設備として差分説明が必要な設計要求内容の詳細を明らかにする。
- ✓ また、これらの整理結果は、竜巻、溢水、その他外部事象の観点で DB 設備の設計プロセスと SA 設備の設計プロセスを対比させる形で纏める。纏めにあたっては、DB 設備と同じ設計として扱える部分及び SA 設備としての差分説明が必要な部分が判別できるよう纏める。

以上

「3. SA 設備の外部衝撃等に対する設計の基本的な考え方」に示した考えに基づく設計の具体例（添付 1 から「○※1」とした内容を抜粋）を、想定する外部衝撃等と重大事故の発生の関係性や可搬型設備の特徴を考慮した設計を類型化して整理した以下に示す。

共通 1.2 では、これらの類型の中から代表説明するもの、差分説明するものを明らかにした上で合理的な説明につなげる。

- (①) 機能上及び構造上の特徴から防護措置を講ずることができず、自らの構造健全性を確保できない設備については、当該設備の損傷と重大事故等の発生に関連性がないこと、予備品への交換または修復の容易性を確保することを前提として、外部衝撃等により機能喪失した場合は予備品等による復旧措置を行うことにより速やかに機能を復旧させる。

条文	基本設計方針番号	設計内容
8条（竜巻）	91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻による飛来物に対して情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計</li> </ul>
8条（航空機墜落火災）	101	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機墜落火災に対して情報把握計装設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、航空機墜落火災と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計</li> <li>・航空機墜落火災に対して建屋開口等により防護が期待できない常設 SA 設備は、航空機墜落火災と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計</li> </ul>
12/13条（溢水・薬品）	87	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定破損による溢水に対して機能喪失する接続口は、想定破損による溢水と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、水が接続口内に侵入しない構造とした上で、収束後の水位を低下させて機能回復を図る設計</li> <li>・想定破損による蒸気漏えいに対して機能喪失する常設 SA 設備は、想定破損による蒸気漏えいと重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、予備品による復旧により機能を回復する設計</li> <li>・想定破損による溢水に対して機能喪失する常設 SA 設備（新設する内的 SA 設備）は、想定破損による溢水と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、機能復旧までの間、再処理運転を停止する措置を講じた上で修理により機能回復を図る設計</li> </ul>

(②) 保管場所からの移動、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であるという特徴を有している

条文	基本設計方針番号	設計内容
7条（津波）	28,120	・津波に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができある特徴を踏まえ、可搬型 SA 設備の据付において退避を含めた運用上の配慮を考慮し必要な機能を損なわない設計
8条（火山）	123,134	・降下火碎物の影響に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができある特徴を踏まえ、降下火碎物による影響を低減するため屋内へ退避させることで必要な機能を損なわない設計
8条（積雪）	123,134	・積雪に対して屋外の可搬型 SA 設備は、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、積雪による影響を低減するため除雪することで必要な機能を損なわない設計
8条（森林火災、近隣工場等の火災（石油備蓄基地））	129	・森林火災及び近隣工場等の火災（石油備蓄基地）に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができあり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、散水による影響緩和措置、影響の及ばない位置への移動により必要な機能を損なわない設計（FARSITE の出力値の扱い方を含む）
8条（外部火災の二次影響（ばい煙））	129	・外部火災の二次影響（ばい煙）に対して屋外の可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができあり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、影響の及ばない位置への移動により必要な機能を損なわない設計
11条（火災）	198 201	・火災に対して可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができあり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、不燃シートによる養生、不燃性容器、扉付き保管棚への収納により必要な機能を損なわない設計 ・生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響に対して可搬型 SA 設備は、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、使用前の設備点検により必要な機能を損なわない設計
12/13条（溢水・薬品）	119	・被水に対して可搬型 SA 設備は、常設 SA 設備とは異なり移動させることができあり、日常点検や保守といった運用上の措置が容易であることを踏まえ、防水シートにより防護することにより必要な機能を損なわない設計

(③) 可搬型 SA 設備は必要数 + 予備 (2n) を防護することを基本としつつ、防護が困難な場合であっても必要数 (1 n) を確保する設計とする。

条文	基本設計方針 番号	設計内容
8条（竜巻）	30,121	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻による飛来物に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可搬型 SA 設備は、竜巒と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ 100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計</li> </ul>
	31,122	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻による飛来物に対して屋外にのみ保管する可搬型 SA 設備は、竜巒と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、固縛等の措置を講じた上で互いに 100m 以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計</li> </ul>
8条（航空機墜落火災）	30,129	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機墜落火災に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可搬型 SA 設備は、航空機墜落火災と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ 100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計</li> </ul>
	31,129	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機墜落火災に対して屋外にのみ保管する可搬型 SA 設備は、航空機墜落火災と重大事故等の発生に関連性がない特徴を踏まえ、互いに 100m 以上の離隔を確保して保管する予備を期待し必要な機能を維持する設計</li> </ul>
12/13条（溢水・薬品）	29,119	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定破損による蒸気漏えいに対して機能喪失する可搬型 SA 設備は、想定破損による蒸気漏えいと重大事故等の発生に関連性がないことを踏まえ、100m 以上離れた外部保管エリアに確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計</li> </ul>

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)					
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教諭内、森林火災、近隣工場等の火災)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-1	第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。	冒頭宣言【36条2,3,4,5,6,7】																														
36条-2	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能を発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能を發揮するに必要な系統(供給源)から供給先まで、経路を含めて構成する。	冒頭宣言【36条8,45,52,59,69,140】																														
36条-3	重大事故等対処設備は、並用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故に対するための必要な機能)を満たしつゝ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と併用するににより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には併用できる設計とする。重大事故等対処設備を併用する場合には、MOX燃料加工施設の重大事故等への対応を考慮した個数及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言【36条51,69】																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.1を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.51に展開する。)	
36条-4	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的影響」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設ものと可搬型のものがあり、以下にわたり分類する。	定義【用語の定義】																														
36条-5	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものといふ。また、常設重大事故等対処設備であつて耐震耐震要施設を備する安全機能を有する施設がある機能を代替するもので常設耐震要施設重要重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備であつて常設耐震要施設重要重大事故等対処設備以外のものを常設耐震要施設重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備といふ。 可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものといふ。	定義【用語の定義】																														
36条-6	なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対するための設備)については、再処理施設において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいが発生しないことから、放射性物質の漏えいに対するための設備は設置しない。	冒頭宣言【43条】																														
36条-7	重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び標準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国際規格及び標準によるものとする。 重大事故等対処設備の維持管理に当たっては、保安規定に基づく審査類に従い、施設審査計画における保守点検を実施し、設備の維持管理を行なわる。また、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品は設計上交換を想定している部品(安全に係る設計標準に変更のないもので、特例の工事を要しないものに限る。)及び通常運賃設備の安全道難通路(照明設備等)の荷物力施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に従うる規則で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことと設備の維持管理を行なう。 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防ぐために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。 なお、重大事故等対処設備及びその機物貯蔵及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言【36条174～178】 運用要求 冒頭宣言【36条45】																														
36条-8	9.2.2 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事象指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言【36条9～13】 冒頭宣言【36条14～44】																														
36条-9	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条16,25,36】																														
36条-10	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を述する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条17,20,24,26,27,28,30～33,37,38,40,41】																														
36条-11	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学生物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を述する。故意による大型航空機の衝突その他のドリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言【36条14,15,23,35】 冒頭宣言【36条20,24,30～33,40,41】																														









基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)					
			地盤	地震	津波	竜巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の火災、森林火災、近隣工場等の火災)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二段階影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二段階影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止の観点を含む
36条-42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的現象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために機能を期待する接続口は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179,183,184～190,191】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.8,12,13を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.179,183,184～190,191に展開する。)																												
36条-43	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的現象のうち配管の全周破断に対して配管に全周破断の影響により継続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブマックス内で漏れやすい放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条44】																														
36条-44	環境条件に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	-																													
36条-45	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条46】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.46に展開する。)																												
36条-46	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時、系統的な影響(電気的な影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに巻巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能を悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条47～50】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.45を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.50に展開する。)																												
36条-47	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とする。重大事故等が発生前(通常時)の隔壁若しくは分離された状態から弁等の操作により重大事故等対処設備としての系統構成する」と、他の設備から独立して専らで使用可能となる、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①																														
36条-48	可燃型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・フルトン及び混合脱硝建屋、高レベル廃液ガス回収建屋及び使用済燃料を入れ貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求																														
36条-49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の搬出を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①																														
36条-50	重大事故等対処設備が巻巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が囲られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風向風量を考慮し、屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備は必要に応じて回轉等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.46を受けた設計 ○																												

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻)	8条(火山)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(品)	16条(安有)			17条(材構)							
			地盤	地震	津波	竜巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(有毒ガス)(森林火災,近隣工場等の火災)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)	外部火災の二次影響(有毒ガス)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-51	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共に用ることにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	機能要求① 機能要求② 冒頭宣言【36条52,59】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.3を受けた設計				
36条-52	9.2.3 個数及び容量 (1)常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条53～58】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,51を受けた冒頭宣言	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言		
36条-53	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び動作信号の設定値等とする。	定義【設計条件】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた定義	(No.54～58)設計条件(常設重大事故等対処設備に係る容量)			
36条-54	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とするととも、設備の機能、信頃度等を考慮し、動的機器の单一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-57	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共に用いる常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要となる個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.52を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-59	(2)可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行つ。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】 冒頭宣言【36条60～68】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,51を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-60	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義【設計条件】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた定義	(No.61,62,68)設計条件(可搬型重大事故等対処設備に係る容量)			
36条-61	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-62	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設備の効率化、被ばくの低減が図られるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計となり、兼用できる設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-63	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要な数以上を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-64	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋周辺に対処するものについて、複数の敷設ルートに対応してそれぞれ必要な予備を確保することとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-65	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備をセットして確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-66	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セットで確保する。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-67	また、安全上重要な施設以外の施設の機器で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		
36条-68	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共に用いる可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等への対処に必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.59を受けた冒頭宣言	(冒頭宣言であり、具体的な設計は第38条～第51条(個数及び容量に関する基本設計方針)に展開する)	※個数・容量に関する設計方針は、各個別条文の事故対応に係るシステム設計と合わせて説明する内容であり、本項目では共通的な設計方針を示しているため、冒頭宣言とする。		

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)										11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)							
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内、航空機墜落火災、爆発)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度・圧力等)
36条-69	9.2.4 環境条件等 (1)環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対するものに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が効力を発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言【36条70,138,139】	-																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.2,3,22,34,44を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.70に展開する。)	-		
36条-70	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言【36条71～77】	-																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.69を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.72～77に展開する。)	-	
36条-71	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に複数の荷重が発生する場合、冷却機器の喪失による蒸気飽和圧及び放射線分解による発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条73】 冒頭宣言【36条78～82,111(常設重大事故等対処設備)、36条112～115(可搬型重大事故等対処設備)】																												冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.78～82,111,112～115に展開する。)		
36条-72	自然現象については、重大事故等における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備の影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言【36条83,85,86,90～95,99～103,116,118,120～125,127～130】 定義【設計条件】	-																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.83,85,86,90～95,99～103,108,116,118,120～125,127～130の設計条件(自然現象の条件))	-	
36条-73	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条83,85,86,91,92,94,108(常設重大事故等対処設備)、36条116,118,121～123,134,135(可搬型重大事故等対処設備)】 定義【設計条件】	-																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70,71を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.83,85,86,108(常設重大事故等対処設備)、36条116,118,121～123,134,135(可搬型重大事故等対処設備)】 定義【設計条件】	-	
36条-74	人為事象については、重大事故等における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備の影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を考慮する。なお、これらの人為現象及び人為事象については、設計基準に対する検討について考慮する。(3.3 外部からの衝撃による損傷の防止に示す条件を考慮する。)	冒頭宣言【36条101,104,105(常設重大事故等対処設備)、36条129,131,132(可搬型重大事故等対処設備)】 定義【設計条件】																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.101,104,105,129,131,132に展開する。) 人為事象のうち航空機墜落については、設計基準において落下確率が十分低いことを評価しておらず、重大事故においてもその条件を踏襲するため、以降の設計方針への展開はない。)	-		
36条-75	重大事故等の要因となるおそれとなる事象指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的条件の地震及び火山の影響(降下火鉢物による横載荷重)を考慮する。	冒頭宣言【36条84～86,108(常設重大事故等対処設備)、36条117,118,134,135(可搬型重大事故等対処設備)】	-																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.84～86,117,118に展開する。)	-		
36条-76	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条109,136】																											冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.109,136に展開する。)	-		
36条-77	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言【36条85～89,106,107,110(常設重大事故等対処設備)、36条118,119,133,137(可搬型重大事故等対処設備)】	-																										冒頭宣言に当たる基本設計方針No.70を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.85,86,118に展開する。)	-		

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)				
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二段階影響(有毒ガス)	外部火災の二段階影響(森林火災、近隣工場等の火災)	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-78	a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有效地に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐震性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計			
36条-79	常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及び有機溶媒等による火災又は爆発の発生を想定する機器について は、瞬間に上昇する内部液体温度及び内部液体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計				
36条-80	使用済燃料貯槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備は、重大事故等時ににおける使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計				
36条-81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に 対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計				
36条-82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水するコンクリート構造物については、絶食を考慮した設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計 ○※2 SA時の事故時環境を考慮した設計				
36条-83	地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第33条】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72.73を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する) No.72.73から展開された設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.71を受けた設計				
36条-84	また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的要因のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179,183,184～190,191】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する(1.05倍に対する柔軟・転倒防止等))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.75を受けた冒頭宣言				
36条-85	さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下下止、転倒防止、回轉の措置を行う設計とする。	冒頭宣言【第33条】 冒頭宣言【36条179,183,184～190,191】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.72.73.77受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する(1.25倍における波及的影響・転倒防止等)) No.72.73から展開された設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.73.75.77受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は第33条に展開する(1.25倍における波及的影響・転倒防止等))				



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)					
			地盤	地震	津波	竜巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-90	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【第34条】	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的な設計は第34条に展開する) No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して、外部からの衝撃による損傷を防ぐための耐震設計、分離建屋、精製建屋、ワンドブルト式の混合貯蔵建屋、高レベル油ガラス固化建屋、使用済燃料受け入れ貯蔵庫、制御建屋、非常用電源建屋、主排気扇管理建屋、第1保蔵庫・貯水所、第2保蔵庫・貯水所、緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。  設置要求 機能要求① 評価要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 竜巻による飛来物に対して情報把握計画設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、竜巻と重大事故等の発生に連動しない特徴を踏まえ、予備的に予め回復する設計 No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○ No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砲物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○ No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-93	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-94-1	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工事の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。  （代替設備により必要な機能を確保する設計） 設置要求 機能要求① （安全上支障のない期間で修理可能な設計） 冒頭宣言【36条174～178】	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○（代替設備により必要な機能を確保する設計） 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた冒頭宣言 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 （冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.174～178に展開する。（安全上支障のない期間で修理可能な設計）） 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○（代替設備により必要な機能を確保する設計） 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 （冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.174～178に展開する。（安全上支障のない期間で修理可能な設計）） 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○（代替設備により必要な機能を確保する設計） 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 （冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.174～178に展開する。（安全上支障のない期間で修理可能な設計）） 冒頭宣言【36条174～178】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○（代替設備により必要な機能を確保する設計） 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 （冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.174～178に展開する。（安全上支障のない期間で修理可能な設計）） 冒頭宣言【36条174～178】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-94-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工事を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 （運用要求）	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 （運用要求）	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 （運用要求）	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 （運用要求）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
36条-95	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用所内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流動力電源喪失」といいます。)を要因せずに発生する重大事故等に對処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【36条96,97,98】	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言 （冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.96,97,98に展開する。） No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)						
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度圧力等)
36条-96	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と連接した避雷設備を有する設備とする又は構外接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計 ○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-97	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計 ○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-98-1	ただし、内側事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理のため応急行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。  (代替設備により必要な機能を確保する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174～178】	（代替設備により必要な機能を確保する設計） 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174～178】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計 ○ (代替設備により必要な機能を確保する設計) 冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.174～178に展開する。(安全上支障のない期間で修理可能な設計))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-98-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理のため応急行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.95を受けた設計 (運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-99	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆蟲類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求 機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻き)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)					
			地盤	地震	津波	巻き(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内の危険物貯蔵施設等)	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)
36条-107-1																																
		(代替設備により必要な機能を確保する設計) 設置要求 機能要求① (安全上支障のない期間で修理可能な設計) 冒頭宣言【36条174～178】																														
36条-107-2	代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行こと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求																														
36条-108-1	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的要因(うち火山の影響(落下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響(落下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフル交換、清掃及び除灰、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対応に必要な機能を維持する設計とする。)																															
36条-108-2	積雪に対する除雪、火山の影響(落下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフル交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求																														
36条-109	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的要因(うち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブホース内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。)																															
36条-110	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。																															
36条-111	重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。																															
36条-112	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有效地發揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。																															
36条-113	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時に使用済燃料受け入れ貯蔵庫内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。																															
36条-114	同一建屋において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において当該重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。																															
36条-115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を通水する又は尾水管で使用する可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾水管から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。																															



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)									
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教地上の危険物貯蔵施設等)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度圧力等)	材料・構造		
36条-120						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた旨頭宣言。(冒頭宣言であり、具体的設計は34条に展開する(可燃型重大事故等対応設備の保管に関する設計))																														
						津波に対して可燃型重大事故等対応設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また、可燃型重大事故等対応設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を選定することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けける場合は、津波に対して重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言【第34条】設置要求運用要求																													
36条-121						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 電巻による飛来物に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可燃型SA設備は、電巻と重大事故等の発生に関する連性がない特徴を踏まえ100m以上離れた外部保管エリアにて確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計(36条121の要件に対し、耐性を確保できない可燃型SA設備は、36条30に記載の位置的判断で保管する予備を期待して機能を維持する設計) No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 電巻による飛来物に対して、屋内に保管するが建屋開口等により防護が期待できない可燃型SA設備は、電巻と重大事故等の発生に関する連性がない特徴を踏まえ100m以上離れた外部保管エリアにて確保する予備を期待し必要な機能を維持する設計(36条121の要件に対し、耐性を確保できない可燃型SA設備は、36条30に記載の位置的判断で保管する予備を期待して機能を維持する設計) No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○	No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮																									
						風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可燃型重大事故等対応設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求機能要求①評価要求																													

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) (影響)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)				
			地盤	地震	津波	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の三次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固持等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、固持する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、会長を有する固持で拘束することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 巻による風荷重に對して屋外にのみ保管する可搬型SA設備は、重量と重大事故等の発生に関する性がない特性を踏まえ、固持等の措置も講じ上で13条31の要求に基づき相互に効率的に分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計 No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 巻による風荷重に對して屋外にのみ保管する可搬型SA設備は、重量と重大事故等の発生に関する性がない特性を踏まえ、固持等の措置も講じ上で13条31の要求に基づき相互に効率的に分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計 No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-123-1	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 降下火砕物の影響に對して屋外にのみ保管する可搬型SA設備は、常設SA設備とは異なり移動とせることで容易である特徴を活用し、積雪や火山の影響により影響を免れずため、運搬されることで必要な機能を損なわない設計 No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 ○※1 積雪に対して屋外にのみ保管する可搬型CA設備は、日常点検や保守において運用上の指標が容易であることを踏まえ、積雪による影響を低減するために除雪することで必要な機能を損なわない設計 No.72,73から展開される設計条件(自然現象の組合せ、条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-123-2	除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することについて は、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 (運用要求)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72,73を受けた設計 (運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-124	凍結、高溫及び降水に対する屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高溫防止対策及び防水対策により、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-125	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせざりに発生する重大事故等に対する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言 [36条126]	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた設計 ○ No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.72を受けた冒頭宣言(冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.126に展開する) No.72から展開される設計条件(自然現象の条件)を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-126	直撃雷に対して、構内接地網と連接した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と連接した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.125を受けた設計 ○	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.125を受けた設計 ○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻き)	8条(火山)	8条(その他)											11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構造)						
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内)の危険物貯蔵施設等	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-127	生物学的事象に対して可燃型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 冒頭宣言【36条174】																														
36条-128	森林火災に対して可燃型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 運用要求 機能要求①																														
36条-129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可燃型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求																														
36条-130	塗害に対して屋内の可燃型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可燃型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 冒頭宣言【36条174】																														
36条-131	敷地内における化学物質の漏えいに対する屋外の可燃型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置、被覆設置を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求																														
36条-132	電磁的障害に対して可燃型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求																														
36条-133	周辺機器等からの影響について可燃型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求																														

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	9条(火災)	8条(その他)													11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)					
			地盤	地震	津波	巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(石油備蓄施設等)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度圧力等)
36条-134	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的要因(うち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及 び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、消掃、除灰及び可搬型重大事故等対処設備を屋内への配備、積雪に対する降雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対応に必要な機能を維持する設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた設計																									
36条-135	積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、消掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた設計 (運用要求)																									
36条-136	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的要因のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定する柔軟性及びゴムボックスで漏れをした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)による重大事故等への対応に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	設置要求 評価要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.75を受けた設計																									
36条-137	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求① 評価要求 設置要求																															
36条-138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支援がないように、線量率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画(乳化は離れた場所から隔離して操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。)	設置要求 機能要求① 評価要求 設置要求 <a href="#">冒頭宣言【36条140】</a>																															
36条-139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、線量率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 設置要求 <a href="#">冒頭宣言【36条140】</a>																															
36条-140-1	9.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請部門へ、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることの他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項(1)で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。	運用要求 <a href="#">冒頭宣言【36条141～152,174～178】</a>																															
36条-140-2	これらの運用による体制、管理等について、保安規定に定めて、管理する。	運用要求																															
36条-141	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 運用要求																															

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(火災)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(品)	16条(安有)				17条(構)				
			地盤	地震	津波	巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(敷地内の危険物貯蔵施設等)	爆発	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-142-1	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保することも、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。	設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-			
36条-142-2	また、防護具、可搬型照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-			
36条-143	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスートの近傍で保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアクリガの張り出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-				
36条-144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-					
36条-145	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-					
36条-146	現場での接続操作は、ボルト・ナジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、速やかに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-					
36条-147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 (運用要求)	-	-					
36条-148	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室内での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求① 設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震時SA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が現在化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-					

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)				
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	航空機墜落火災	爆発	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①運用要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震・火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が状況を変化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-				
36条-150	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能のように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震・火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が状況を変化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-					
36条-151	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備の常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用しができるよう、ケーブルホルダー・ジョイント又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・グート・ホースは口径及び内部液体の压力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	機能要求①	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ 地震・火山の影響下におけるSA設備の操作性に関する設計(地震と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた設計 ○ SA時の事故影響が状況を変化する前後の環境(温度・圧力等)におけるSA設備の操作性に関する設計	-					
36条-152	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への搬送及び接続場所への搬送、又は他の設備の被害状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるよう、以下の設計とする。	冒頭宣言【36条153～173】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.153～173に展開する。)												-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.153～173に展開する。)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.140を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.153～173に展開する。)	-			
36条-153	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象、人為事象及び火災に対するアクセス性に関する設計												-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○※2 SAへの対処の特徴(SAへの対処の種類、優先度、時間的な観点(時間余裕の考慮、収束後の水位を考慮等))との関係に基づくアクセス性に関する設計(操作性の観点と想定する状態に違いがないため、操作性と合わせて説明)	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ SA時の事故影響が状況を変化する前後の環境(温度・圧力等)におけるアクセス性に関する設計	-			
36条-154	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に週上する津波を含む)、洪水、風(台風)、電磁、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を避ける設計とする。	設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアクセス性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアクセス性に関する設計	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアクセス性に関する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-155	アクセスルートに対する人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、近隣工場等の火災、爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリストに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。	設置要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人為事象に対するアクセス性に関する設計 ○※2 故意による大型航空機の衝突その他のテロリストの考慮												-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人為事象に対するアクセス性に関する設計 ○※2 故意による大型航空機の衝突その他のテロリストの考慮	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人為事象に対するアクセス性に関する設計 ○※2 故意による大型航空機の衝突その他のテロリストの考慮	-			

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	9条(火災)	8条(その他)													11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)			
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内、航空機墜落火災、爆発)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)
36条-156	なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはない(これらアセスメントへの影響はない)。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アセスメントへの影響はない。	設置要求																													
36条-157	屋外のアセスメントは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(飛来物、積雪並びに火山の影響)及び港湾による飛来物、積雪並びに火山の影響(飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人为事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアセスメントの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアセスメントを確保するため、障害物を除去可能なハイローラー3台を使用する。ハイローラーは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のハイローラー4台、合計7台を保有致し、分散して保管する設計とする。	機能要求① 運用要求 評価要求 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 地震に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人为事象に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人为事象に対するアセス性に関する設計	-		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 人为事象に対するアセス性に関する設計	-									
36条-158	屋外のアセスメントは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象に対するアセス性に関する設計	-																						
36条-160	屋外のアセスメントは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び路面のすべり前土砂勾配周に到達することを想定した上で、ハイローラーにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。	機能要求① 評価要求 運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 地震に対するアセス性に関する設計																												
36条-161	屋外のアセスメントは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)																							
36条-164	屋内のアセスメントは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 地震に対するアセス性に関する設計	-			冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)																							
36条-165	屋内のアセスメントは、津波に対して立地的要因によりアセスメントへの影響はない。	設置要求		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 津波に対するアセス性に関する設計	-																										
36条-166	屋内のアセスメントは、自然現象及び人为事象として選定する風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内で確保する設計とする。	設置要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 ○ 自然現象及び人为事象に対するアセス性に関する設計																							
36条-167	再処理事業所内の屋外道路及び屋内路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安対策に求め、管理する。 ・尾駄沼汲水場所A、尾駄沼汲水場所B又は二又川汲水場所A(以下「敷地外水源」という。)の取水場所及び汲水場所への屋外のアセスメントへ(陸上するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること)また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合は備え、非常時対策組織要員及び可燃性重大事故等対応設備を一時的に退避すること。	運用要求		冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)	-																										
36条-168	屋外のアセスメントは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊・土砂及び不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ハイローラーにより復旧すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)																												
36条-169	屋外のアセスメントは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。	運用要求						冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)																							
36条-170	敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。	運用要求																													
36条-171	屋外のアセスメントは、考慮すべき自然現象及び人为事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行こと。	運用要求																													
36条-172	屋内のアセスメントにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないように、アセスメントの落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。	運用要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計 (運用要求)	-																											

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) 8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)																									
			地盤	地震	津波	巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止	共用(悪影響防止の観点を含む)	環境条件(温度圧力等)	材料・構造																
36条-173	・屋外及び屋内のアセスメントにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な連携や移動のため可搬型照明を配備すること。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.152を受けた設計(運用要求)	-	-																							
36条-174	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対処に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-175	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-176	また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む)、取替え、修理等が実施可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-177	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器については、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-178	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-179	9.2.6 地震要因による重大事故等に対する施設の耐震設計 (1) 地震要因による重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針  基準地震動 5 s を超える地震動に対して機能維持が必要な施設については、重大事故等対処施設及び安全機能を有する施設の耐震設計における設計方針を設置し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動 5 s の 1.2 倍の地震力をに対して、必要な機能が損なわるおそれがないことを目的として、以下とのおり耐震設計を行う。	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,1 168を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.180～182に展開する。)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「起因に対し、発生防止を期待する設備は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力に対して、静的拘束の機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能、静的拘束の機能、及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。」は、地盤に階層を有する建物による機能の損失の観点を含むことから、対策設備が 1.25s 対して機能を確保する設計 (No.183～190,192～195) 展開される設計条件 (1.25s 設計条件) を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.7を受けた設計○	-	-																								
36条-180	a. 事業指定(変更許可)における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動 5 s の 1.2 倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備(以下「起因に対し発生防止を期待する設備」という。)は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力に対して、静的な閉込め機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。 起因に対し発生防止を期待する設備を設置する建物・構築物は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、起因に対し発生防止を期待する設備を支撑できる設計とする。	機能要求① 評価要求	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「起因に対し、発生防止を期待する設備は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力に対して、静的拘束の機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能、静的拘束の機能、及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。」は、地盤に階層を有する建物による機能の損失の観点を含むことから、対策設備が 1.25s 対して機能を確保する設計 (No.183～190,192～195) 展開される設計条件 (1.25s 設計条件) を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「起因に対し、発生防止を期待する設備は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力に対して、静的拘束の機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能、静的拘束の機能、及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。」は、地盤に階層を有する建物による機能の損失の観点を含むことから、対策設備が 1.25s 対して機能を確保する設計 (No.183～190,192～195) 展開される設計条件 (1.25s 設計条件) を考慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「起因に対し、発生防止を期待する設備は、基準地震動 5 s を 1.2 倍した地震力に対して、静的拘束の機能、崩壊熱等の除去機能、核的制限値の維持機能、静的拘束の機能、及び転倒・落下防止機能を損なわない設計とする。」は、地盤に階層を有する建物による機能の損失の観点を含むことから、対策設備が 1.25s 対して機能を確保する設計 (No.183～190,192～195) 展開される設計条件 (1.25s 設計条件) を考慮	-	-	-

基本設計方 針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻)	8条(火山)	8条(その他)										11条(火災)	12条(溢水)	13条(品)	16条(安有)			17条(構)								
			地震	地震	津波	竜巻(悪影響 防止の観点を含 む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塗害	森林火災	近隣工場等の 火災(石油備 蓄基地)	近隣工場等の 火災(森林火 災, 近隣工場 等の火災)	航空機墜落火 災	爆発	外部火災の二 次影響(はい り)	外部火災の二 次影響(有毒 ガス)(森林火 災, 近隣工場 等の火災)	有毒ガス	敷地内における 化学物質の漏 えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏え い	内部発生飛散 物(悪影響 防止の観点を含 む)	試験・検査	悪影響防止
36条-181	b. 地震を要因として発生する重大事故等に対応する常設重大事故等対処設備(以下「対応する常設重大事故等対処設備」といいます)、基準地震動5sを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震力を要因として発生する重大事故等に対応するために必要な機能を損なわない設計とする。 対応する常設重大事故等対処設備、基準地震動5sを1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響を考慮し、地震を要因として発生する重大事故等に対応するために必要な機能を維持できる設計とする。 対応する常設重大事故等対処設備を設置する建物・構築物は、基準地震動5sを1.2倍した地震力によって設置する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、対応する常設重大事故等対処設備を支撐できる設計並に重大事故等の対応に係る操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。	機能要求① 評価要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「1.25sよりSAへの対処に必要な機能を損なわない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なわない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なかない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-182	c. 地震を要因として発生する重大事故等に対応する可搬型重大事故等対処設備(以下「対応する可搬型重大事故等対処設備」といいます)、各保管場所における標準地震動5sを1.2倍した地震力に対して、想定する重大事故等を踏まえ、崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等の地震力を要因として発生する重大事故等に対応するために必要な機能を損なわないよう、転倒しないよう回轉等の措置を講ずるとともに、動的機器については加振試験により地震を要因として発生する重大事故等に対応するために必要な機能が損なわない設計とする。また、ホーリ等の静的機器は、複数の保管場所に分散して保管することにより、地震を要因として発生する重大事故等に対応するために必要な機能を損なわない設計とする。 対応する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動5sを1.2倍した地震力によって保管する建物・構築物に生じる変形等の地震影響においても、保管場所、操作場所及びアクセスルートが保持できる設計とする。 起因に伴し発生防止を期待する設備、対応する常設重大事故等対処設備及び対応する可搬型重大事故等対処設備は、個別の設備の機能や設計を踏まえて、地震を要因とする重大事故等において、基準地震動5sを1.2倍した地震力による影響によって、機能を損なわない設計とする。	機能要求① 評価要求 運用要求 設置要求	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 可搬型SA設備及び建屋の1.25sを考慮した耐震性、波及的影響の考慮、操作性・アクセシビリティの確保 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なわない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.179を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なかない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計 (No.183～190,192～195に展開される設計条件 (1.25s設計条件) を考慮)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-183	(2)地震力の算定方法 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計に用いる動的地震力は、第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計の「(3) 地震力の算定方法」(b)、動的地震力の「(a) 入力地震動の解析基盤表面で定義する基準地震動5sの加速度を1.2倍した地震動により算定した地震力を適用する。	定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	-	-	-	-	-		
36条-184	(3)荷重の組合せと許容限界 地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は、以下によるものとする。  地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の耐震設計においては、必要な機能である崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持、放出抑制、操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能、支持機能等を維持する設計とする。 建物・構築物に要求される操作場所及びアクセスルートの保持機能、保管場所の保持機能並に支持機能については、基準地震動5sを1.2倍した地震力に対して、当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。 機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制等については、基準地震動5sを1.2倍した地震力で当該機能が要求される施設の構造強度を確保することで機能を維持できる設計とする。また、機器・配管系に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制については、構造強度を確保することで、当該機能が要求される施設の特性に応じて許容限界を適切に設定する。 可搬型設備に要求される崩壊熱除去、水素掃気、放出経路の維持及び放出抑制、支持機能等について、可搬型設備の特性に応じて、構造強度を確保する又は当該機能が要求される各施設の特性に応じて許容限界を適切に設定することで機能が維持できる設計とする。  a.耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。 (a) 建物・構築物 第1章 共通項目の「3.1.1 耐震設計」の「(4) 荷重の組合せと許容限界」の「a. 耐震設計上考慮する状態」「(b) 重大事故等に対する施設」に基づく設計とし、その場合において「重大事故等」を「地震を要因とする重大事故等」に読み替えて適用する。なお、対応する可搬型重大事故等対処設備を保管する重大事故等対処施設の建物・構築物も同様に適用する。	機能要求① 評価要求 定義【設計条件】	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた設計 ○※2 SA設備及び建屋の1.25sを考慮した耐震性、波及的影響の考慮、操作性・アクセシビリティの確保	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なわない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた設計 ○※2 「1.25sによりSAへの対処に必要な機能を損なかない設計」は、地震に随伴して発生する波及的影響による機能喪失の観点を含むことから、飛来物防護板の1.25s波及影響により機能を損なわない設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
			冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針No.18,28,42,84,85,117,18を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s設計条件) )	-	-	-	-	-		



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(電巻)	8条(火山)	8条(その他)												11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構機)				
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内、航空機墜落火災)	爆発	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二重影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-190	d.荷重の組合せ上の留意事項 イ. ある荷重の組合せ状態での評価が、他の荷重の組合せ状態と比較して明らかに厳しいことが判断している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行われないことがある。 ロ. 対処する常設重大事故等対処設備を支持する建物・構築物の当該部分の支承機能を確認する場合においては、基準地震動 5 s を1.2倍した地震力と同時に作用している荷重及びその必要な荷重とを組み合わせる。 ハ. 横雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、横雪による受圧面積が小さい施設や、常時作用している荷重に対して横雪荷重の割合が無視できる施設を除き、基準地震動 5 s を1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。 二. 荷重については、屋外の直接風も受ける場所に設置されている施設うち、荷重の影響で地震荷重と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、基準地震動 5 s を1.2倍した地震力との組み合わせを考慮する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (No.180,180,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-				
36条-191	e.許容限界 基準地震動 5 s を1.2倍した地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、以下のこととする。	冒頭宣言【36条192～195】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.192～195に展開する。)	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.192～195に展開する。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針 No.192～195に展開する。)	-	-	-	-	-	-					
36条-192	(a)起因に対し発生防止を期待する設備 放射性物質の保持機能を維持する設備の機能の確保に対しては、内包する放射性物質(液体、気体、固体)の量に応じて構成する部材の強度や破壊限界に適切に設計とする。核的制御値(1法)を維持する設備の機能の確保に対しては、地盤により変形能に至らない設計とする。落下・転倒防止機能を維持する設備の機能の確保に対しては、放射性物質(固体)を内包する容器等を搬持する設備の破損により、容器等が落下又は転倒しない設計とする。ガラス回転炉の明確熱除去機能の確保に対しては、収納管及び通風孔の破損により冷却空気流量が閉塞しない設計とする。 上記の各機能を維持する構造度の許容限界は、基準地震動 5 s の1.2倍の地震力に対して、領域に達するか生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破壊限界限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼさない限界に応じ、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は各機能が維持できる許容限界とする。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.18,28,42,84,85,117,118を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-					
36条-193	上記構造強度の許容限界のほか、閉じ込め機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-						
36条-194	(b)対処する常設重大事故等対処設備 対処する常設重大事故等対処設備の崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持、放出抑制等の機能を保証するため対処する常設重大事故等対処設備に必要な機能を維持するため確保する構造強度の許容限界は、基準地震動 5 s が1.2倍の地震力に対して、塑性域に達するか生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破壊限界限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼさない限界に応じ、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は、各機能が維持できる許容限界とする。 上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-						
36条-195	(c) 対処する可搬型重大事故等対処設備 対処する可搬型重大事故等対処設備の許容限界は、保管する対処する可搬型重大事故等対処設備の構造強度で設定する。 取付トルク等の構造強度の基準地震動 5 s の1.2倍の地震力に対し、塑性域に達するか生じた場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破壊限界限界に十分な余裕を有し、その施設の機能に影響を及ぼさない限界に応じ、荷重を制限する値とする。それ以外を適用する場合は、各機能が維持できる許容限界とする。 上記構造強度の許容限界のほか、崩壊熱除去、水素排気、放出経路の維持、放出抑制等の維持が必要な設備については、その機能が維持できる許容限界を適切に設定する。 (d) 起因に対し発生防止を期待する設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並に対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物 起因に対し、発生防止を期待する設備及び対処する可搬型重大事故等対処設備を設置する建物・構築物並に対処する可搬型重大事故等対処設備を保管する建物・構築物は、基準地震動 5 s が1.2倍の地震力に対し、建物・構築物の強度としての変形能力(崩壊せん断ひずみ等)が終耐力の変形等の地震影響を考慮して、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処設備の設置が許可される設計とする。その上で、地震評価においては、地震を要因とする重大事故等に対する重大事故等対処施設の必要な機能が發揮できることが確認されるため、機能維持が必要な施設の部材、部位ごとのせん断ひずみの大きさ等について、既定的安全余裕を有することと確認する。なお、終局耐力とは、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくと、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。	定義【設計条件】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,18,1,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.191を受けた定義 (No.180,181,182の設計条件 (1.25s 設計条件) )	-	-	-	-	-	-						
36条-196	9.2.2 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事例に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の大事故等に対処するため必要な機能と同時に、常設重大事故等に対処するため必要な機能が損なれることがないことを求めらている。 再処理施設の重大事故等対処設備の内部火災に対する設計方針においては、「火災による損傷の防止」に示すとおり、これを踏まえ、上記の可搬型重大事故等対処設備に求められる設計方針を達成するための内部火災に対する防護方針を以下に示す。	冒頭宣言【35条】	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.28,119 を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、35条に展開する。(36条197以降に示す内容が火災防護計画に定めて対応))	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.28,119 を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、35条に展開する。(36条197以降に示す内容が火災防護計画に定めて対応))	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	冒頭宣言に当たる基本設計方針 No.28,119 を受けた冒頭宣言 (冒頭宣言であり、35条に展開する。(36条197以降に示す内容が火災防護計画に定めて対応))	-	-	-	-	-	-							

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻) (影響防止の観点を含む)	8条(火山)	8条(その他)											11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(構造)					
			地盤	地震	津波	電巻(影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教場内危険物貯蔵施設等)	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-197	(1) 可搬型重大事故等対処設備の火災発生防止 可搬型重大事故等対処設備を保管する建屋内、建屋近傍、外部保管エリアは、防火性物質又は引火性物質を内包する設備に対する火災発生防止を講ずるために、発火源に対する対策、水素に対する換気及び漏洩し換出対策及び地盤対策、並びに電気系統の過熱による過熱及び焼損の防止対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-198	(2) 不燃性又は難燃性材料の使用 可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を使用する設計とする。また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該可搬型重大事故等対処設備における火災に起因して、他の可搬型重大事故等対処設備の火災が発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-199	(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 敷地及びその周辺での発生の可能性、可搬型重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に可搬型重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高溫、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-200	風(台風)、電巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して重大事故等に対処するため必要な機能を損なうことのないよう、自然現象から防護する設計とし、火災の発生を防止する。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-201	生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-202	津波、凍結、高溫、降水、積雪、生物学的事象及び塩害は、発火源となる自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から再処理施設に到達するまでに降下火砕物が冷却されることを考慮する、発火源となり得る自然現象ではない。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-203	したがって、再処理施設で火災を発生させるおそれのある自然現象として、落雷、地震、電巻(風(台風)を含む)及び森林火災によって火災が発生しないように、火災防護対策を講ずる設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-204	(4) 早期の火災感知及び消火 火災の感知及び消火については、可搬型重大事故等対処設備に対する火災の影響を設置し、早期の火災感知及び消火を行ための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。 可搬型重大事故等対処設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するにともなく、火災の発生場所を特定するために、固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせて設置する設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-205	消防設備のうち消火栓、消火器等は、火災の二次的影響が重大事故等対処設備に及ばないよう適切に配置する設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-206	消防設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた容量の消防剤を備える設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-207	火災時の消火活動のため、大型化高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学生沫消防車を配備する設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-208	重大事故等への対処を行なう屋内のアセスメントには、重大事故等が発生した場合のアセスメント上の火災に対して初期消火活動ができるよう消火器を配備し、初期消火活動については保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-209	可搬型重大事故等対処設備の保管場所のうち、火災発生時の煙又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置することにより、消火活動が可能な設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-210	消火設備の現場設置等に必要な照明器具として、蓄電池を内蔵した照明器具を設置する設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(巻)	8条(火山)	8条(その他)													11条(火災)	12条(溢水)	13条(薬品)	16条(安有)				17条(材構)				
			地盤	地震	津波	電巻(悪影響防止の観点を含む)	火山の影響	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	落雷	生物学的事象	塩害	森林火災	近隣工場等の火災(石油備蓄基地)	近隣工場等の火災(教地内の危険物貯蔵施設等)	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	外部火災の二次影響(有毒ガス)(森林火災、近隣工場等の火災)	有毒ガス	敷地内における化学物質の漏えい	電磁的障害	航空機落下	火災	溢水	化学薬品漏えい	内部発生飛散物(悪影響防止の観点を含む)	試験・検査	悪影響防止
36条-211	(5) 火災感知設備及び消火設備に対する自然現象の考慮 火災感知設備及び消火設備は、地震等の自然現象によつても、火災感知及び消火の機能、性能が維持されるよう、凍結、風被害、地震時の地盤変位を考慮した設計とする。 冒頭宣言【第35条】																								○							